

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年4月13日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 業務名

平成18年度長野県防災行政無線施設用一般用電気工作物点検業務

(2) 業務箇所名

三登山中継所ほか17ヶ所

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 履行期限

平成18年11月30日

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされた者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県危機管理局消防チーム

電話 026(235)7183

4 入札手続等

(1) 約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む。)

ア 日時 平成18年4月24日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県危機管理局消防チーム

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年4月25日 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎防災行政無線室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

要します。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

消防チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年4月13日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 業務名

平成18年度長野県防災行政無線・防災情報システム等保守点検業務

(2) 業務箇所名

長野県庁ほか206箇所

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 履行期限

平成19年2月28日

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資

格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 電波法に定める登録点検事業者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県危機管理局消防チーム

電話 026(235)7183

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む。)

ア 日時 平成18年4月24日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県危機管理局消防チーム

- (3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年4月25日 午前11時

イ 場所 長野県庁 西庁舎防災行政無線室

- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (7) 契約書作成の要否

要します。

- (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

消防チーム

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成18年4月13日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称

諏訪都市計画高度地区 高島城周辺地区

- 2 縦覧場所

長野県企画局土地・景観チーム及び諏訪市役所

土地・景観チーム

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成18年4月13日

長野県知事 田中康夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

牛海綿状脳症(BSE)検査用ELISAキット

- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県総務部財産活用チーム

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

- 3 落札者を決定した日

平成18年3月30日

- 4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 横澤化学株式会社

(2) 所在地 上田市材木町2-9-4

- 5 落札金額

単価 92,800円×105/100

- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 入札公告を行った日

平成18年2月16日

財産活用チーム

公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

平成18年4月13日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

高速情報通信ネットワーク整備事業業務委託 一式

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

平成19年6月1日から平成24年5月31日まで

(4) 入札方法

ア 入札者は、入札説明書に定める提案書を入札書とともに提出してください。

イ 入札書に記載する金額は、価格の総額とします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算された金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 高速情報通信ネットワーク整備事業業務に関するアフターサービス及びメンテナンスを迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (5) 過去5年以内に高速情報通信ネットワーク整備事業業務と同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部情報政策チーム

電話 026(235)7075

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 提案書及び入札書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限 平成18年5月30日 午後5時

郵送により提案書及び入札書を提出する場合は、書留郵便又は配達記録郵便に限るものとし、5月30日(火)午後5時までの必着とします。

イ 場所 長野県総務部情報政策チーム

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年6月14日 午後2時から

イ 場所 長野県庁 西庁舎402号会議室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

別記「高速情報通信ネットワーク整備事業落札者決定基準」によります。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

6 Summary

(1) Nature of the service to be purchased:

Comprehensive service for high-speed information and communication network

(2) Contract duration:

From June 1, 2007 through May 31, 2012

(3) Contact place for the tender information;

Description/conditions/and other inquiries:

Information Policy Team, General Affairs Department

692-2 Aza Habashita Oaza Minaminagano Nagano City

TEL 026-235-7075

(4) Time and place for the bid opening:

Time : 2:00PM June 14, 2006

Place: Meeting Room 402, Nagano Prefectural Government West Annex

(5) Time limit for the tender by mail and the delivery location:

Time : 5:00PM May 30,2006

Place: Information Policy Team, General Affairs Department

380-8570(Exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)

別記

高速情報通信ネットワーク整備事業落札者決定基準

1 目的

この基準は、長野県高速情報通信ネットワーク整備事業の総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が最も有利なものを選定するため、必要な事項を定めるものとします。

2 落札者決定方法

入札者が提出した提案書の内容及び入札価格について評価を行い、価格以外の条件に関する評価点（以下「技術評価点」）に入札価格に関する評価点（以下「価格評価点」という。）を加算した合計点が最も高い者を落札者とします。ただし、合計点の最も高い者が2者以上あるときは、当該の者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当該落札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代えてくじを引かせ落札者を決定します。

3 技術評価

(1) 審査機関

入札者が提出した提案書の内容についての評価（以下「技術評価」という。）は、長野県高速情報通信ネットワーク技術評価委員会が別表「提案書評価表」に基づき行うものとします。

(2) 技術評価の区分等

技術評価の区分並びに区分ごとの配点及び基準点は、次のとおりとします。

区 分	配 点	基準点
全体概要	650点	325点
ネットワーク機能	250点	125点
作業用件	120点	60点
運用保守	720点	360点
その他	260点	—

(3) 加重点

評価の客観性を高めるため、技術評価の区分を評価項目に細分化し、評価項目ごとに加重点を設定します。

(4) 採点の考え方

評価項目の採点は、0～10点までの11段階評価とします。

ア 県が想定した要求水準の場合 5点

- イ 非常に優れた提案の場合 9点
- ウ 優れた提案の場合 7点
- エ 低い水準の提案の場合 3点
- オ 非常に低い水準の提案の場合 1点
- カ 記述のないもの 0点

ただし、同点の提案者が2者以上あり、提案書の内容の水準に差がある場合は、他の入札者との均衡を考慮した上で、1点を加点又は減点します。

4 技術評価点

- (1) 技術評価点の算出方法は、次のとおりとします。
 $技術評価点 = (評価項目の得点(評価項目の採点 \times 加重点)の合計 - 1000) \times 0.4$
 (小数点以下第1位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入)
- (2) 区分ごとの評価項目の得点の合計がそれぞれの基準点に満たない場合は、失格とします。

5 価格評価点

- (1) 価格評価点の算定方法は、次のとおりとします。
 $価格評価点 = (最低価格 / 入札価格) \times 1000 \times 0.6$
 (小数点以下第1位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入)
- (2) 入札価格が予定価格の範囲内に達しない場合は、失格とします。

(別表) 提案書評価表

区分	評価項目	記述すべき内容	加重点
1 全体概要	(1) ネットワーク概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク構築に係る基本理念 ・通信サービスの特徴 	5
	(2) 信頼性	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹網の冗長構成、機器の二重化その他災害等に対して配慮されている事項 ・連続稼働実績(年間稼働率及び停止時間) ・自治体への導入実績 	10
	(3) ネットワーク技術	<ul style="list-style-type: none"> ・VPN(VLAN) ・QOS ・セキュリティ ・その他ネットワーク技術に関すること 	10
	(4) 接続拠点の機器構成	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点に設置する機器に関する事項(選定理由、インターフェイス、性能、ハードウェア仕様、及び収容するラックの仕様) 	5
	(5) アクセス回線	<ul style="list-style-type: none"> ・接続拠点別の伝送媒体 ・利用技術 ・帯域(最大値及び最小値) 	15
	(6) ネットワーク連携	<ul style="list-style-type: none"> ・行政内部のネットワーク連携方法 ・民間のネットワークとの連携方法 	5
	(7) 帯域変更	<ul style="list-style-type: none"> ・帯域変更条件(所要期間及び料金を含む。) 	5
	(8) 接続拠点変更	<ul style="list-style-type: none"> ・接続拠点が増加した場合の料金改定内容 ・接続拠点が減少した場合の経費 	10
2 ネットワーク機能	(1) 行政情報ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク設計方針 ・ネットワーク構成図(機器を含む。) ・情報系ネットワークと基幹系ネットワークのVPN設定 	3
	(2) 住民基本台帳ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク設計方針(長野県本人確認情報保護審議会が提案した「より安全な住民基本台帳ネットワーク(第2次版)」の実現方法を含む。) ・ネットワーク構成図(機器を含む。) ・正副回線の概要(伝送媒体、機器、利用技術) ・帯域保証方法 ・障害発生時及び復旧時の対応 	7
	(3) 総合行政ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク設計方針 ・ネットワーク構成図(機器を含む。) 	5

	(4) 教育情報ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク設計方針 要求仕様書に基づくネットワーク構成図(機器を含む。) 	3
	(5) 警察ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク設計方針 ネットワーク構成図(機器を含む。) 正副回線の概要(伝送媒体、機器、利用技術) 障害発生時及び復旧時の対応 	7
3 作業要件	(1) 工事概要	<ul style="list-style-type: none"> 接続拠点における配線工事概要 機器設置工事(設定を含む。)の概要 	5
	(2) スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 運用開始までのスケジュール 	3
	(3) 作業体制	<ul style="list-style-type: none"> 工程ごとの作業体制、要員数及び分担 	2
	(4) 秘密保持	<ul style="list-style-type: none"> 作業上知り得た事項に関する守秘義務及び秘密漏洩防止策 	2
4 運用保守	(1) 運用業務	<ul style="list-style-type: none"> 運用方針及び業務内容 機器設定情報の管理及び開示方法 	25
	(2) 運用体制	<ul style="list-style-type: none"> 運用体制(要員配置及び役割) 	7
	(3) 保守業務	<ul style="list-style-type: none"> 保守方針及び業務内容 	15
	(4) 保守体制	<ul style="list-style-type: none"> 保守体制(要員配置及び役割) 	5
	(5) S L A	<ul style="list-style-type: none"> 稼働率 故障回復時間 網内遅延時間 その他 S L A に関すること 	20
5 その他	(1) 波及効果	<ul style="list-style-type: none"> 地域へのブロードバンドサービスエリア拡大などの波及効果 	20
	(2) 利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク利用促進につながるアプリケーション 	6

情報政策チーム

公告

木曽郡上松町における県営上松地区大畑換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成18年3月23日行いました。

平成18年4月13日

長野県知事 田中康夫

水と土・郷づくりチーム

公告

平成18年3月27日、長野県小県郡依田川沿岸土地改良区の新規土地改良事業(南方地区)の施行を認可しました。

平成18年4月13日

長野県上小地方事務所長 田中利明

水と土・郷づくりチーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年4月13日

長野県南佐久建設事務所長 塩入邦寿

1 入札に付する事項

(1) 調達する役務名

水防情報システム及び土砂災害監視装置保守点検業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書のとおりです。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成19年3月15日まで

(4) 履行場所

長野県南佐久建設事務所管内

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

河川チーム

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に同種の保守点検業務の履行実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市臼田2015
 長野県南佐久建設事務所 総務チーム
 電話 0267(82)3101

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年4月26日(水) 午後1時30分
イ 場所 長野県南佐久建設事務所 第1会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年4月19日(水)午後2時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

公告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成18年4月13日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種 別	実施期日	時 間	場 所
交通誘導警備業務(2級)	平成18年7月16日(日)	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分

種 別	区 分	科 目
交通誘導警備業務(2級)	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 車両等の誘導に関すること。 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	車両等の誘導に関すること。 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

5 受検定員

種 別	定 員
交通誘導警備業務(2級)	30人

(注) 上記定員になり次第、事前申込みの受付期間内であっても受付を締め切ります。

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

- (7) 検定を受けようとする者は、(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課(受付専用電話026(233)0108)に事前申込みを行い、検定受理番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(7) 電話1本につき1人の受付とします。

イ 受付期間

平成18年5月15日(月)から5月17日(水)まで(受付時間は午前9時から午後5時まで)とします。

(2) 検定申請書の提出

検定受理番号を取得した者は、住所地(検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に、検定受理番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成18年5月26日(金)までに提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面(住民票の写し(外国人にあっては、外国人登録証明書の写し)等)

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書)

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(貼付せずに提出) 2枚

エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料(1万4,000円)は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署(生活安全課又は生活安全・刑事課)で交付するほか、長野県警察本部ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3047)に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」といいます。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」といいます。)を次のとおり行います。

平成18年4月13日

長野県公安委員会

1 講習の対象者

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」といいます。)を有する者

2 講習に係る警備業務の区分、講習の実施期日等及び場所

(1) 警備業務の区分及び実施期日等

警備業務の区分	実施期日	時間
法第2条第1項第1号の警備業務	F:平成18年5月16日(火)から5月19日(金)まで	午前9時から 午後5時まで
	G:平成18年5月29日(月)から6月1日(木)まで	
	H:平成18年6月13日(火)から6月16日(金)まで	
	I:平成18年6月20日(火)から6月23日(金)まで	
法第2条第1項第2号の警備業務	J:平成18年5月22日(月)から5月24日(水)まで	
	K:平成18年6月2日(金)、6月5日(月)及び6月6日(火)	
	L:平成18年6月26日(月)から6月28日(水)まで	
法第2条第1項第3号の警備業務	M:平成18年6月29日(木)、6月30日(金)及び7月3日(月)	
法第2条第1項第4号の警備業務	O:平成18年5月25日(木)及び5月26日(金)	
	P:平成18年7月6日(木)及び7月7日(金)	

(2) 場所

長野市旭町1108番地 長野県勤労者福祉センター

3 受講定員

各30名(定員になり次第、事前申込みの受付期間内であっても受付を締め切ります。)

4 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 講習を受けようとする者は、(2)の受講申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課（受付専用電話 026-233-0108）に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

イ 受付期間

実施期日	受 付 期 間
F	平成18年4月18日（火）及び4月19日（水）
G	平成18年5月9日（火）及び5月10日（水）
H	平成18年5月16日（火）及び5月17日（水）
I	平成18年5月23日（火）及び5月24日（水）
J	平成18年4月25日（火）及び4月26日（水）
K	平成18年5月1日（月）及び5月2日（火）
L	平成18年5月30日（火）及び5月31日（水）
M	平成18年6月6日（火）及び6月7日（水）
O	平成18年5月11日（木）及び5月12日（金）
P	平成18年6月13日（火）及び6月14日（水）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(2) 受講申請書の提出

ア 講習受付番号を取得した者は、住所地（県外に住所を有する者の場合にあつては、長野県内の警察署）を管轄する警察署に、実施期日ごとに付されたアルファベット及び講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した受講申請書に次に掲げる書類を添付して提出してください。

(7) 旧資格者証の写し

(4) 代理人が受講申請書を提出する場合にあつては、本人からの委任状

イ 提出期間（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）

実施期日	提 出 期 間
F	平成18年5月1日（月）から5月10日（水）まで
G	平成18年5月22日（月）から5月26日（金）まで
H	平成18年5月29日（月）から6月2日（金）まで
I	平成18年6月5日（月）から6月9日（金）まで
J	平成18年5月8日（月）から5月12日（金）まで
K	平成18年5月15日（月）から5月19日（金）まで
L	平成18年6月12日（月）から6月16日（金）まで
M	平成18年6月19日（月）から6月23日（金）まで
O	平成18年5月22日（月）から5月26日（金）まで
P	平成18年6月26日（月）から6月30日（金）まで

(3) 講習手数料

講習手数料は、受講申請書の提出時に長野県収入証紙により納付してください。

ア 法第2条第1項第1号の警備業務 23,000円

イ 法第2条第1項第2号の警備業務 14,000円

ウ 法第2条第1項第3号の警備業務 14,000円

エ 法第2条第1項第4号の警備業務 10,000円

5 その他

- (1) 受講申請書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。
- (2) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3047）にお問い合わせください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課